令和８年度第３回江別市子ども・子育て会議　議事録

日　時：令和８年１０月５日（月）午前１０時～午前１１時
場　所：江別市民会館２階２１号
出席者：藤野委員、石塚委員、岡委員、金子委員、久保田委員、髙橋委員、丹治比委員、
　　立花委員、長井委員、松本委員
欠席者：笠井委員、木村委員、齋藤委員、竹内委員
事務局：東子ども家庭部長、宮崎子ども家庭部次長、稲田学校教育支援室長、
　　気境子育て支援課長、浅木子ども育成課長、北島子育て支援課係長、
　　末金子ども育成課係長、松谷子ども育成課主査、大井子育て支援課技師
傍聴者：なし

１　開会

（藤野会長）
　ただいまから、令和８年度第３回江別市子ども・子育て会議を開会いたします。

２　議題１　江別市子ども計画（第３期子ども・子育て支援事業計画）の進捗状況について

（藤野会長）
　それでは、議事に入りたいと思います。
　次第２の報告事項「江別市子ども計画（第３期子ども・子育て支援事業計画）の進捗状況について」を議題とします。
　はじめに事務局より説明願います。

（北島係長）
　資料１の１ページをご覧ください。
　はじめに、（１）幼児期の教育・保育の提供体制等の状況についてでありますが、共働き家庭の増加の影響等により、保育認定の利用定員のうち、特に１歳と２歳の提供体制が不足している状況にあります。
　そのため、引き続き、認定こども園の定員枠の見直しを行うなど、子ども計画との整合を図りつつ、待機児童の状況を把握し、提供体制の確保に努めてまいります。
　２ページをご覧下さい。
　（２）放課後児童クラブについてでありますが、保育ニーズと同様に、共働き家庭の増加などにより利用希望は年々増加しております。
　令和６年度においても、新たな放課後児童クラブを３か所整備いたしましたが、急遽運営を中止した事業者もあったことから、プランに比べて利用定員が不足する状態となりました。
　放課後児童クラブのニーズは高まっていることから、令和７年度には３カ所、令和８年度にも２か所の整備を行っており、提供体制の確保に努めています。
　３ページをご覧下さい。

３ページ以降は、地域子ども・子育て支援事業の実績になります。
①－１　子育て支援コーディネーターについてでありますが、ぽこあぽこや市役所などに専任職員４名を配置しているとともに、地域あそびのひろばや保健センターにおいて、子育てサービスや教育・保育施設の利用相談をはじめ、様々な相談に対応しております。
引き続き、子育て情報の提供や相談対応などを充実させてまいります。
①－２　こども家庭センターについてでありますが、令和６年度に母子保健機能と児童福祉機能を連携させ、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援を行う体制を構築いたしました。
４ページをご覧下さい。
②地域子育て支援拠点事業についてでありますが、江別イオンタウンにある、ぽこあぽこなど、市内の子育て支援センターの運営に係る事業となります。
利用者は、令和６年度に比べると４００人程度減少しましたが、依然として多くの方にご利用いただいております。
今後は、人口減少や共働き世帯の増加などにより、利用者数の減少が見込まれるため、ニーズに合わせた事業展開をしてまいります。
③預かり保育事業、５ページの④一時預かり事業、⑤時間外保育事業についてでありますが、預かり保育は、教育時間の終了後に在園児の預かりを行う事業、一時預かりは、保護者の就労や傷病等、その他私的な理由により、一時的に保育園等で乳幼児の保育を行う事業、時間外保育事業は、通常の保育時間を超えて保育を必要とする在園児に対し、時間を延長して保育を行う事業となります。利用実績は記載のとおりであり、プランとの乖離のある事業もありますが、ニーズには概ね対応できているものと考えております。
６ページをご覧下さい。
⑥病児・病後児保育事業についてでありますが、市内２か所の保育施設に運営費の一部を補助することにより、子どもの病中・病後の保育を提供する事業となります。
令和７年度は、プランを下回る実績となりましたが、十分な受け皿の確保はできているものと考えております。
引き続き、利用者のニーズに沿った事業展開をしてまいります。
⑦子育て短期支援事業についてでありますが、様々な理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった子どもを児童養護施設等において、月７回を限度に一時的に養育、保護を行う事業となります。
令和７年度は、プランを上回る実績となっております。養護相談は増えている状況にありますので、引き続き提供体制を整えてまいります。
７ページをご覧ください。
⑧ファミリーサポートセンター事業についてでありますが、援助を依頼したい会員と提供する会員のマッチングにより、子育てを地域で支える仕組みを推進する事業となります。
令和７年度においては、利用希望時のマッチングが上手くいかない場合や、初めての依頼に際しては子どもを預けることへの不安から依頼を取り止めになる場合があり、プランに比して実績が下回っております。
本事業の成果を高めるためには、提供会員を増やすことが重要であるため、市民周知等を図ってまいります。
⑨妊婦健康診査でありますが、妊婦が自らの健康管理に目を向け、妊娠期の健康の保持・増進に努めることで、出産を無事に迎えていただくための事業となります。
本事業は、１人につき受診券による助成が１４回まで受けられますが、早産や流産、死産、また、受診券交付後に転出するケース等もあることから、例年全数受診とはなりにく

く、平均として１１～１２回程度の受診率となっております。
今後も更なる受診率向上に向け、妊産婦・医療機関双方への周知を図ってまいります。
８ページをご覧下さい。
⑩乳児家庭全戸訪問事業、こんにちは赤ちゃん事業でありますが、原則生後４ヶ月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育てに関する情報を直接提供することで、家庭の孤立化防止や支援の必要性を確認するための事業となります。
令和７年度においては、少子化の影響によりプランを下回る実績となっておりますが、対象家庭への訪問は、概ね実施できております。
満足度の高い事業ですので、引き続き、しっかりと取り組んでまいります。
⑪養育支援訪問事業についてでありますが、養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行う事業となります。
令和７年度においては、プランに比べ実績は下回りましたが、産科医療機関と連携し、本事業を必要とする家庭を把握しながら展開できております。
９ページをご覧下さい。
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業及び、⑬副食費に係る補足給付を行う事業についてでありますが、幼稚園や保育園に通う家庭への教材費や副食費の助成事業となります。
江別市においては、私学助成幼稚園を利用する家庭に対し、副食費の助成を行い、経済的な負担軽減を図っております。
１０ページをご覧ください。
⑭多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業についてでありますが、NPO法人や株式会社等など、多様な主体の参入を促し、地域の保育ニーズ等に対応するための事業となります。
提供体制の確保の必要性が生じた場合には、多様な事業者の参入も視野に、必要な情報提供や助言を行ってまいります。
１１ページをご覧下さい。
⑯子育て世帯訪問支援事業についてでありますが、様々な理由により養育が困難な状況となっている世帯等に対し、ヘルパーを派遣し、家事や養育の支援を行う事業となります。
令和７年度においては、需要はあったものの最終的に実施には至らず、結果としてゼロ件という実績となりました。
ニーズはあると考えておりますので、事業を広く周知し、利用促進を図ってまいります。
⑰親子関係形成支援事業についてでありますが、ペアレントプログラム等の受講いただき、適切な親子関係の構築や児童の発達理解等を図る事業となります。
令和７年度においては、４世帯が参加しましたが、就労等により、全５回の連続講座を受講できなかった家庭があったことから、１２回という実績となりました。
本事業についてもニーズはあると考えられますので、参加が必要と見込まれる世帯に対し、積極的に利用勧奨を行ってまいります。
１２ページをご覧下さい。
⑱妊婦等包括相談支援事業についてでありますが、妊産婦に対して伴走型の相談支援を行う事業となります。
令和７年度においては、妊娠届出数や相談回数が見込みよりも減少したことなどによりプランを下回る実績となっておりますが、必要な妊産婦への支援を引き続き継続してまいります。
⑲産後ケア事業についてでありますが、産後６ヶ月未満の母子に、宿泊・日帰り・訪問などによるサポートを行い、安心して子育てができる環境を整えております。

本事業については、ニーズが固まっており,プランを上回る実績となっております。
説明は以上です。

（藤野会長）

ただいま、事務局から説明がありましたが、委員の皆様から質問などがございましたら、お願いします。

（髙橋委員）

実績の数字を拝見し、妊産婦や子育て世代に対する情報発信は十分に行われていると感じました。

一方で、子育て世帯訪問支援事業の実績が伸びていないことを踏まえますと、ヤングケアラーに関する情報が十分に届いていないのではないかと懸念しております。

市として、ヤングケアラーの把握について、どのように取り組まれているのか、お伺いいたします。

（気境課長）

ヤングケアラーの実態把握につきましては、令和5年度に実施した子どもの生活実態調査において、実際にヤングケアラーがいることを把握しております。

ただし、この調査では、直接的にヤングケアラーであるかどうかをお尋ねすることが難しいため、基本的には各関係機関への相談内容から推測することになります。そのため、厳密な人数までは把握できておりません。

子育て世帯訪問支援事業については、ヤングケアラーをはじめ、養育が困難となった世帯へのヘルパー派遣事業となります。引き続き、様々なご相談を受ける中で、ご希望に応じて提供してまいります。

（髙橋委員）

私としても、ヤングケアラーの実態把握は難しいものであると考えております。自分の置かれている状況がヤングケアラーに該当するかどうかは、本人にも分かりにくいものだと思います。

このような観点から、ヤングケアラーが自分の状況に気づけるよう、子どもたちへの周知を進めていくことが大切だと考えます。

加えて、民生委員についても、そうした世帯を把握していくべきだと思いますが、実際には難しいというのが現状かと思います。民生委員と連携した仕組みづくりがあるとよいのではないかと考えます。

（気境課長）

現在策定を目指している子どもの権利条例にも、深く関わるものだと考えます。子どもの権利をしっかりと伝える中で、子ども自身が気付けるような周知を行っていく必要があると考えております。

（金子委員）

ヤングケアラーには、自覚していない方だけでなく、自覚しているものの「そうしなければならない」という思いから、周囲に相談することなく、自分が頑張ればよいと考えて抱え込んでしまう方も少なくありません。

そのため、自覚の有無にかかわらず、自覚はしているが抱え込んでいる方についても、支援につなげていただきたいと考えております。

私の知る限りでは、市内に北海道ヤングケアラー相談サポートセンターが設置されており

ますので、そうした機関と連携していただきたいと思います。
　以前、運営団体から江別市の動きがあまりないと伺いましたので、協力して取組を進めていただきたいと思います。
　また、こんにちは赤ちゃん事業について、満足度が高いと記載されておりますが、アンケートの回収率は4割程度と伺っております。残りの6割の方がどのように感じておられるかは把握できていないのが実態ではないかと思います。
　そのため、回収率の向上に向けた取組も進めていただきたいと考えております。

（北島係長）
　こんにちは赤ちゃん事業では、民生児童委員の訪問時にアンケートへのご回答をお願いしております。
　以前は紙媒体でご回答いただいておりましたが、昨年度からウェブでもご回答いただけるよう仕組みを整備いたしました。
　ただし、どのようなアンケートでも、全ての方からご回答いただくことは難しいのが実情です。4割程度の回答率であっても、一般的には高い水準だと考えております。
　一方で、金子委員のご意見のとおり、より多くの方にご回答いただくことが望ましいと考えておりますので、どのような対応が可能か、引き続き検討してまいります。

（松本委員）
　心身に障がいのある子どもが集団保育を受けるための個別支援保育事業について、子ども・子育て支援事業計画には掲載されていないように思います。私としては、養育困難の問題とも関わってくるため、掲載されているほうがよいと考えております。掲載されていない理由をお聞かせいただきたいと思います。
　また、市内には医療的ケアが必要なお子さんがおりますが、通所先がなく、行き場を失っている状況です。せめて交流保育や、集団と触れ合える場があればよいのではないかと考えております。

（浅木課長）
　本計画に掲載している事業は、国の通知に基づき、国の補助を受けている事業を対象としております。そのため、補助のない個別支援保育事業については、掲載されていない状況となっております。
　一方で、本計画は江別市の計画でありますので、市独自の判断で掲載することも考えられるかと存じます。
　次期計画に向けて、いただいたご意見等も参考にしながら検討してまいります。

（松本委員）
　医療的ケア児につきましては、以前は公立保育園で受け入れていたと伺っております。看護師の配置がないと受け入れられないという難しさがあることは理解しておりますが、行き場を失っている状況です。
　当園におきましても交流保育を始めましたが、こうした取組が全園で実施できればと考えておりますので、ご配慮いただけますと幸いです。

（藤野会長）
　先ほどのヤングケアラーの件に関連してお伺いします。小学校や中学校など、学校との連携の仕組みは存在するのでしょうか。
　例えば、学校の教員や保健室の養護教諭は、日々子どもたちと接する中で、家庭では頑張りすぎているのではないかと気づく場面があると思います。子どもたちのことは、普段接し

ている学校の教員が一番よく分かるのではないかと考えております。
　養護教諭などがヤングケアラーに関する制度を知っており、市との橋渡し役を担っていただけるような仕組みや、子ども自身が市に相談することが難しい場合に、制度を紹介する役割を担っていただける仕組みがあれば、支援を必要とする小学生・中学生の早期発見と、必要な支援の迅速な提供につながるのではないかと考えます。

（気境課長）
　子育て支援課子ども家庭支援担当の参事ラインと教育部は連携しており、相談やアンケートなどにより把握した場合には、連絡を取り合いながら対応しております。
　また、庁内でヤングケアラーに関係する部署が定期的に集まり、相談内容などを共有するとともに、対象児童の把握に向けた情報交換を行っております。

（藤野会長）
　子どもは、自ら相談することにハードルを感じることが多いと考えられます。そのため、アウトリーチ型の取組を広げていただくとよいのではないかと考えております。

（藤野会長）
　それでは、概ね質問、ご意見等出尽くしたようですので、本件を終わりにいたします。

３　議題２　江別市子どもの権利条例（案）について

（藤野会長）
　次に協議事項「江別市子どもの権利条例（案）について」を議題といたします。
　はじめに、事務局から説明願います。

（北島係長）
　私から「江別市子どもの権利条例（案）」について、ご説明申し上げます。
　はじめに、資料について、ご説明いたします。
　資料２は、前回の会議でお示しした内容から、市の内部の条例をチェックする法制担当者に確認をいただいたものであり、条例の最終案となります。
　資料３は、前回の会議からの主な修正点をまとめたものになります。記載したもの以外にも細かな修正点はございますが、大きく変わった箇所などを抜粋しております。
　それでは、資料の説明に入ります。
　資料２の２ページに記載の第２条は、言葉の定義を行う条文ですが、前回の会議において、記載の順番に関するご意見を頂戴いたしました。
　それを受けまして、国の資料等を確認したところ、制度の古い順番で並べており、前回までは保育所、幼稚園、認定こども園の順でしたが、幼稚園、保育所、認定こども園としているものが多かったため、その順番に変更いたしました。
　学校と児童館も同様の考え方により、順番を変更しております。
　次に、第３条の基本理念になりますが、資料３に記載のとおり、これまでは、ユニセフのホームページの記載を参考に、差別の禁止（差別のないこと）などのように、括弧書きで分かりやすい表現となるようにしておりました。
　この括弧書きですが、条例では定義付けにしか使用できないとの指摘がありましたので、括弧書きの文言はなくし、代わりに、同じくユニセフを参考に、各基本理念の説明書きを加えることといたしました。
　次に、第３条第２項についてでありますが、法制担当者から二重表現に当たるとの指摘が

ありましたので、「その他の個性又は他者との違い」を「その他個性」に変更いたしました。
　次に、３ページの第６条第１項第１号についても同様の考え方により、「個性及び他者との違い」から「個性」に修正しております。
　次に、第８条第１項第３号についてですが、「成熟度」は条例に使用できないとの指摘がありましたので、他の条文でも使用している「発達の程度」という文言に修正しております。
　次に、第４号についてでありますが、「年齢及び成長」の表現を統一する観点から「年齢及び発達の程度」と修正いたしました。
　説明は以上です。

（藤野会長）
　ただいま、事務局から説明がありましたが、委員の皆様から質問などがございましたら、お願いします。

（北島係長）
　本日ご欠席の齋藤委員より、事前に書面にて意見をいただいておりますので、事務局より代読させていただきます。
　資料３の条例案変更点のうち、№６と№７にある「第３条 個性又は他者との違い」の修正点になりますが、私の意見としてこの言葉が重複とは感じません。
　第３条の中にある年齢や経済的状況、障がいの有無などは、個性という言葉でひとくくりにしてほしくはありません。
　条文内の文化的背景その他の部分は、ここには書かれていない様々なものを含む意味を持っていて、会議の中でも話し合われた重要な部分だと考えます。そのための「他者との違い」という大切な言葉です。
　今回出席はできませんが、この点を代読していただき、皆さまにもお考えいただけますでしょうか。
　事務局からの回答としましては、齋藤委員のご意見の趣旨を踏まえ、本日追加資料として配付したとおり修正したいと考えております。
　お手数ですが、右上に追加資料と記載の資料をご覧ください。
　はじめに、第３条第２項でありますが、「その他の個性や子ども一人ひとりの違い」に修正したいと考えております。
　当初の「他者との違い」にしなかった理由としましては、主語との関係から、現在の表現の方がより適切であると捉えたことによるものです。
　次に、第６条第１項第１号でありますが、「個性や他者との違い」にしたいと考えております。
　いずれも、当初は「及び」で言葉を結んでいたため、「個性」と「他者との違い」を明確に区別して考える必要がありましたが、「や」で結ぶことで、同じ意味合いであることを明示することにしたいと考えております。
　なお、法制執務上は、一般的に「や」は使わないようですので、再度、最終的な校正を行う中で、表現が修正される可能性もございます。
　説明は以上です。

（藤野会長）
　「及び」を「や」に変更することにより、資料３に記載されていた二重表現になるという指摘はクリアされるという認識でよろしいでしょうか。

（北島係長）
「及び」になると、前後の「個性」と「他者との違い」が別物として区別する必要がありますが、「や」にすることで、両者に厳密な区別がないことと捉えられることから、二重表現の問題はクリアされるものと考えております。
ただし、法制上は、「や」という言葉は使用しないとも聞いておりますので、今後、変更になる可能性もあります。

（藤野会長）
事務局は、当初、資料３の方向で調整しようとしたところ、齋藤委員からのご意見により、追加資料のとおり修正をしたいとの話でした。
この修正案でよろしければ、子ども・子育て会議として追加資料にある事務局案で了承したいと思いますが、皆様、いかがでしょうか。
【意見なし】
それでは、追加資料のとおりの内容で修正を了承したいと思います。
その他、委員から質問等ございませんか。

（石塚委員）
子どもの権利条例第８条の変更点として、「成熟度に応じ、」が「発達の程度に応じて」に変更になった点についてですが、「発達の程度」という表現は、あまり一般的に使用されない印象があります。
「発達の段階」あるいは、そもそも「発達」という言葉のみでよいのではないかとも感じていますので、ご検討いただければと思います。

（北島係長）
他市の条例においても同様の表現があったかと思いますが、内部でどのような表現が適切か検討したいと思います。

（藤野会長）
「発達の段階」という表現は避けた方がよいと思います。「発達の段階」というものが存在するかについては、さまざま議論があるところですので、段階とするよりは「程度」の方がよいかと思います。

（石塚委員）
「年齢及び発達の程度に応じて、表明した意見」とありますが、「発達の程度に応じて」の「程度」が何を指すのか分かりにくいと感じています。そうであれば、「発達に応じて」とした方がよいのではないかと思います。

（藤野会長）
もともとは「成熟度」となっていましたので、それに対応する形で「発達の程度」としたものと思います。

（石塚委員）
他の自治体においても同様の表現が多いということであれば、一定程度そのような表現になることに異論はありません。
ただし、念のため確認をお願いいたします。

（藤野会長）
それでは、事務局にてご確認いただきたいと思います。その後は、どのように進めていく

のがよいでしょうか。

（北島係長）

可能であれば、会長にご一任いただければと考えております。

（藤野会長）

そのような流れでよろしいでしょうか。

【意見なし】

意見がないようですので、事務局の提案のとおり進めさせていただきます。

４　議題３　教育・保育施設等に係る利用定員の設定及び確認についてについて

（藤野会長）

次に協議事項「教育・保育施設等に係る利用定員の設定及び確認について」を議題といたします。

はじめに、事務局から説明願います。

（末金係長）

資料４「教育・保育施設等に係る利用定員の設定及び確認について」ご説明いたします。

表紙をめくりまして、１ページをご覧ください。

子ども・子育て支援新制度では、北海道等の認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業所からの申請に基づき、市町村が事業計画に照らして、保育を必要としない満３歳以上の幼児が受ける１号認定、保育を必要とする満３歳以上の幼児が受ける２号認定、保育を必要とする満３歳未満の乳幼児が受ける３号認定という認定区分ごとの利用定員を定めた上で、給付対象施設となることを確認し、給付費（委託費）を支払うこととなっております。

なお、子ども・子育て支援法において、新たに施設の利用定員を設定する際には、子ども・子育て会議の意見を聴取する必要があると規定されています。

ページ中段の表をご参照ください。表の塗りつぶしている部分①及び②は、認可と確認の制度において、それぞれ江別市が担う役割を示しております。

続きまして、ページをおめくりいただき、２ページ以降の「利用定員の設定予定等」についてご説明いたします。

まず、「２ 運営主体の変更に伴い廃止・確認辞退を行う施設」でございますが、こちらは２施設あります。

１施設目は、夢ふうせん東野幌保育園、２施設目は小規模保育所夢ふうせんであり、いずれも、株式会社エムリンクホールディングスが設置・運営する保育施設となります。

現在の設置者である株式会社エムリンクホールディングスは、本社が北見市にあり、より効率的な保育園の運営体制を確保するため、グループ会社であり、かつ本社が江別市内にある株式会社エムリンク札幌に運営主体を変更することから、廃止・確認辞退を行うものであります。

続いて３ページ目をお開きください。「３ 令和９年度利用定員の設定（確認予定施設）」についてでございます。

まず、（１）運営主体の変更に伴い確認を行う施設についてでございますが、こちらは、先ほど２ページ目でご説明いたしました夢ふうせん東野幌保育園及び小規模保育所夢ふうせんの設置者を、グループ会社の株式会社エムリンク札幌へ変更するため、新たに確認を行うものであります。なお、今回の運営主体の変更に伴い、両園の児童の受入れ体制や、既定の利用定員に変更はございません。

続いて４ページ目をお開きください。（２）新規確認施設についてですが、令和９年４月１日に事業開始予定の事業所内保育所愛保育園は、新栄台にある介護施設である「ケアハウスゆうあい」に併設して設置される事業所で、定員１０名の事業所内保育施設として認可を受けようとするものであります。

次に（３）保育所から認定こども園へ移行する施設についてですが、市内の江別桃の花保育園が、保育所から保育所型認定こども園へ移行するものであります。

保育所は、保護者の就労や疾病等により保育が必要な子どものための施設となりますが、保育所型認定こども園に移行し、１号認定の児童を受入可能とすることで、保護者の就労状況に変化があった場合でも柔軟に対応できるようにするものです。

１号認定の教育定員を新たに設けますが、教育定員は既に提供量を確保すべき量を上回っていることから、概ね保育利用定員の１割程度で利用定員を設定します。移行前後の利用定員については、表をご確認ください。

続いて５ページをお開きください。「４ 参考　既に確認を受けた施設のうち、利用定員を変更する施設」についてでございます。こちらは、１施設を予定しています。

既に確認を受けた施設が利用定員を変更しようとする場合、法令上、子ども・子育て会議における意見聴取は求められておりませんが、利用定員全体の増減に関わるため、参考にご説明いたします。

資料に記載の「認定こども園あけぼの」につきましては、ここ数年の利用実態や保育需要に対応するため、教育定員を減員し、保育定員を増員いたします。

変更前後の利用定員につきましては、それぞれ表に記載のとおりとなります。

続きまして５ページ下段の表、「５ 参考　令和９年度の利用定員（提供体制）見込」をご覧ください。先ほどご説明いたしました利用定員の変更の結果、令和９年度における利用定員の見込は参考の表のとおりです。今回新規に確認を行う４施設、既に確認を受けた施設のうち利用定員を変更する１施設、定員変更のない幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育施設、企業主導型保育施設４３施設の合計４８施設において、１号認定１４４９名、２号認定１２４４名、３号認定のうち、１～２歳児８４１名、０歳児２２６名、合計は３７６０名となります。説明は以上です。

（藤野会長）

ただいま、事務局から説明がありましたが、委員の皆様から質問などがございましたら、お願いします。

（髙橋委員）

江別市内に事業所内保育所は、今回説明があったもの以外に何か所あるのでしょうか。

（末金係長）

現時点で２施設になります。

（髙橋委員）

地域枠の比率は決まっているのでしょうか。

（末金係長）

江別市で定めている「江別市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の中に利用定員の関係の規定がございます。

今回の新規確認施設の事業所内保育所愛保育園につきましては、予定が１０人になりますが、条例の規定では８人以上１０人以下の施設につきましては、地域枠を３人以上確保していただく規定となっております。

この規定に照らしまして、事業所内保育書愛保育園におかれましては、１０人のうち、４人を地域枠として受け入れていただくことを考えております。

（髙橋委員）

例えば、地域の子どもが３人以上来たとして、事業所内の子どもが０人ということもあるのでしょうか。

（末金係長）

現時点で、従業員枠をどの程度使うかについては、明確なことをお答えできる状況にはありませんが、事業者からは、併設している介護事業の従業員の方が利用を希望されていると聞いております。

仮に従業員枠の利用が０人だった場合になりますが、定員は１０名に設定しておりますので、市全体で見たときに０歳～２歳の子どもの受け入れを増やすという方針になった場合には、事業者と調整し、空いている枠を地域枠として活用させてほしいということはあるかもしれません。

（髙橋委員）

個人的なことになりますが、同じ場所で学童保育を運営することになります。

私としては、０～２歳の子どもが来ることになると、小学生と同じ空間で過ごすことになりますが、そのこと自体が難しいのではないかと思っています。

小学生側に問題はないのですが、小さい子どもが昼間の支障になるなどの心配をしています。

もし、細かな基準などがあれば知りたいと思ったのと、放課後児童クラブの基準は緩いと思いますが、保育所となるともっと厳しい基準があると思い、現在のままで問題ないのか心配しています。

私が心配することではないと思いますが、運営法人のうち愛保育園に携わっている方は基準のことなどをよく理解していると思いますが、今回、愛保育園に携わっていない方だけで判断していないか懸念しています。

また、令和１０年度になると３～５歳も受け入れる予定なのか、お伺いします。

（末金係長）

はじめに、事業所内保育所には、保育室を一人当たり３．３㎡以上確保しなければならないなど、面積の基準があります。

今回、１０人を受け入れていただくことになりますが、こうした面積の基準は満たしております。

また、調理設備や便所など必要な設備については、基準を満たす内容となっているか、今後確認してまいります。

放課後児童クラブと併設になることへの懸念もありますが、今回の開設にあたり運営法人に確認したところ、長期休暇中などに小学生が朝から放課後児童クラブを利用する場合には、お昼寝の場所を通常とは別の場所にするなど、放課後児童クラブの活動に極力影響が出ないよう配慮する旨を伺っております。

また、３歳以上の受け入れにつきましては、事業者から実施の意向は伺っておりますが、事業者が自由に実施できるものではありません。

次年度の江別市子ども計画の中間見直しの中で、満３歳以上の小規模保育事業の開設の必要性を精査し、必要と判断された際には、事業者に改めて意向を確認し、市の方針と合致する場合には、実施していただくことも考えられます。

そのため、現時点においては、満３歳以上の小規模保育事業の開設について、確定しているものはありません。

（髙橋委員）

承知しました。

皆さんが現場を見に来られた際に感じたと思いますが、小学生はとても元気で、声が大きいです。

その中で、０～２歳の子どもがいたら、本当にうまくやっていけるのか心配です。一方で、一緒にやっていきたいという気持ちも強い状況です。

両者がうまくいくように市として協力いただければと思いますので、よろしくお願いします。

（藤野会長）

質問を出尽くしたようですので、本件を終わりいたします。

５　その他

（藤野会長）

次に、その他に移ります。

委員の皆様から何かございますか。

【藤野会長及び髙橋委員より自身の活動に関する案内】

（東部長）

本日は報告事項１件、協議事項２件、計３件についてご審議いただき、誠にありがとうございます。

この中でも、長きにわたり子ども・子育て会議でご審議いただきました子どもの権利条例につきましては、次の第４回定例会、いわゆる１２月議会に条例案を提案する流れとなっております。

まだ議案として提出しておりませんので、条例について話をするのは若干勇み足となるところもございますが、先ほど藤野委員長からもお話がありましたとおり、条例を制定するだけでなく、条例をどう生かしていくかが非常に重要になっております。

条例は令和９年４月１日から施行されることとなっておりますので、別紙の子どもの権利条例の施行状況等につきましては、随時、子ども・子育て会議に報告させていただくこととなっております。引き続き、よろしくお願いいたします。

また、年内の本会議は本日が最後となり、開催予定もございませんので、年末には少し早いですが、今年１年間大変お世話になり、ありがとうございました。

引き続き、新年度以降も、どうぞよろしくお願いいたします。

６　開会

（藤野会長）

それでは、本日予定していた議事はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、令和８年度第３回江別市子ども・子育て会議を終わりにします。

皆様お疲れ様でした。

以上